下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月４日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　菅原　校一　昭和18年５月16日生
税理士名簿登録番号　第99901号
税理士事務所　千葉県千葉市美浜区中瀬１―３幕張テクノガーデンＢ棟22階
住所　千葉県千葉市若葉区中田町2357番地60

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月４日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　對馬　康治　昭和25年３月21日生
税理士名簿登録番号　第114099号
税理士事務所　千葉県船橋市二和西４丁目31番１―311号
住所　千葉県船橋市二和西４丁目31番１―311号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月８日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　縄田屋一成　昭和42年12月15日生
税理士名簿登録番号　第89862号
税理士事務所　東京都中野区新井２丁目６番６号
住所　東京都中野区新井２丁目６番６号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月７日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　益井　輝幸　昭和10年７月13日生
税理士名簿登録番号　第26284号
税理士事務所　東京都豊島区東池袋４丁目14番９号岡芹ビル内
住所　埼玉県越谷市大字袋山1555番地２

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成24年６月６日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　能町　　聰　昭和19年２月４日生
税理士名簿登録番号　第40075号
税理士事務所　富山県富山市大泉東町一丁目11番28号
住所　富山県富山市本郷町67番地２

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月11日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　上田　敏之　昭和29年１月７日生
税理士名簿登録番号　第87376号
税理士事務所　兵庫県高砂市荒井町若宮町13番９号
住所　兵庫県高砂市米田町米田42番地の５

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月８日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　藤本　周平　昭和39年10月26日生
税理士名簿登録番号　第76501号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区高麗橋１丁目７番７The Kitahama805号
住所　大阪府大阪市中央区高麗橋１丁目７番７―805号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月12日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　酒本　悦子　昭和20年２月21日生
税理士名簿登録番号　第65875号
税理士事務所　福岡県福岡市中央区平尾２丁目２番18―202号
住所　福岡県福岡市城南区友泉亭８番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月７日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　桃原　用光　昭和35年３月22日生
税理士名簿登録番号　第58114号
税理士事務所　沖縄県石垣市字登野城23番地
住所　沖縄県石垣市字登野城23番地

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４９５号

札幌市清田区美しが丘２条８丁目７番８号
債務者　高橋　恭子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０４号

札幌市豊平区平岸４条13丁目５番７号　コーポ共栄201号
債務者　奥山　千博
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４４号

札幌市豊平区月寒東１条６丁目１番20号　メゾン31―201号
債務者　宮崎由香利（旧姓南）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７８号

札幌市厚別区厚別中央２条４丁目11番30―1003号
債務者　有井　良治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５１号

札幌市白石区南郷通16丁目南１番25―703号
債務者　岡村めぐみ
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２８号

札幌市西区琴似１条５丁目２番１―103号
債務者　佐々木信子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部